

第10期宇部市高齢者福祉計画に関する調査及び策定業務委託 プロポーザル実施要領

1 目 的

この実施要領は、第10期宇部市高齢者福祉計画に関する調査及び策定業務の受託候補者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 募集する業務委託の概要

- (1) 業 務 内 容 別添「第10期宇部市高齢者福祉計画に関する調査及び策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に基づき業務を実施するものとする。
- (2) 業 務 期 間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 委託上限額 12,412,650円（消費税及び地方消費税を含む。）
詳細は仕様書に記載

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、委託業務を適確に遂行するに足る能力を有し、以下の要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市における競争入札の参加を制限されない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後は除く。）でないこと。
- (4) 法人税、地方税、その他租税公課を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (7) 過去5年間に、高齢者福祉・地域福祉などの福祉分野における市民の意識・ニーズ調査の業務委託及び計画策定等の支援業務の受託実績を有する者であること。
- (8) プライバシーマークの付与又はISMSの認証を受けていること。
- (9) 本市における競争入札（見積）参加資格者名簿において、物品・製造等に係る競争入札（見積）参加資格審査申請要領の営業種目一覧表の【2業務委託等、種目Ⅰ：Gその他、種目Ⅱ：14計画策定】として登録された業者であること。

4 実施スケジュール（予定）

項目	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和7年5月7日（水）	市ウェブサイトに掲載
質問票受付期限	令和7年5月16日（金）	電子メールで提出
質問票の回答の公表	令和7年5月23日（金）	市ウェブサイトで回答
参加申込書の提出期限	令和7年5月30日（金）	持参又は郵送で必着
参加資格結果通知	令和7年6月6日（金）	
企画提案書の提出期限	令和7年6月23日（月）	持参又は郵送で必着
審査（プレゼンテーション）の実施	令和7年7月2日（水）	実施日は前後することあり
選定結果の通知	令和7年7月中旬	
選定結果の公表	令和7年7月中旬	市ウェブサイトに掲載
契約の締結	令和7年7月下旬	

5 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年5月30日（金） 17時必着とする。

(2) 提出書類

ア 第10期宇部市高齢者福祉計画に関する調査及び策定業務委託プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第5号）

ウ 業務経歴書（様式第6号）

エ プライバシーマークの付与又はISMSの認証を確認できる書類

(3) 提出方法

① 持参の場合

平日 午前8時30分から17時まで

② 郵送の場合

受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限内に必着のこと。

(4) 提出先

「12 問い合わせ先」と同じ

6 質問票の受付及び回答

質問がある場合は、質問票（様式第2号）によりメールの件名を「宇部市高齢者福祉計画に関する調査及び策定業務委託質問票」とし、「12 問い合わせ先」宛てに開封確認を付した電子メールで送信すること。

(1) 質問票の受付期限

令和7年5月16日（金） 17時まで

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年5月23日（金）までに、提出された質問とそれに対する回答を市ウェブサイトに掲載する。

7 参加辞退について

参加資格結果通知にて参加資格を有した者が本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第3号）を提出すること。

なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないこととする。

8 企画提案書の受付

参加資格結果通知にて参加資格を有した者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月23日（月） 17時必着とする。

(2) 提出書類

応募書類は、すべてA4サイズ（調査票などの各種サンプルは除く。）とし、仕様書に基づき、「評価基準」を踏まえた上で、次書類を提出すること。

① 企画提案書（様式第4号）

② 業務工程表（様式任意）

③ 業務実施体制（様式任意）

※総括責任者及び担当者の氏名、業務の分担内容及び調査や計画策定の業務実績等も記載すること。

④ 見積書（様式任意）

※各調査業務・計画策定業務毎の金額が記載されていること。また、内訳についても記載されていること。

(3) 提出部数

正本1部 副本6部（複写可）

※見積書については正本1部とする。

(4) 提出方法

①持参の場合

平日 午前8時30分から17時まで

②郵送の場合

受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限内に必着のこと。

(5) 提出先

「12 問い合わせ先」と同じ

9 審査方法等

(1) 選定方法

企画提案書等を基に、本市にとって最も適格な事業者を選定するため、第10期宇部市高齢者福祉計画に関する調査及び策定業務の受託候補者選定委員会によるプレゼンテーション審査を実施する。

(2) 審査（プレゼンテーション）

ア 実施日

令和7年7月2日（水）予定 ※詳細は別途通知

イ 持ち時間

プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。

ウ 参加人数の制限

2名以内とし、プレゼンテーションを行うものは、本業務に携わる担当者とする。

プロジェクターの使用も可能であるが、提出した企画提案書に基づき説明を行うこととし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

なお、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するが、パソコンについては応募者の持込とする。

(3) 審査方法

評価基準に基づき審査を行い、得点が60点以上の企画提案をした者の中で最も得点の高い提案をした者を優先交渉権者（受託候補者）とし、その次に得点が高かった者を次点交渉者とする。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を出した全ての企画提案者に対し、各自の結果のみを文書により通知する。また、市ウェブサイトで公表する（令和7年7月中旬を予定）。

また、受託候補者とならなかった者は、通知を受けた翌日から起算して5日以内に、その理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

10 契約

受託候補者と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。

11 その他留意事項

(1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 応募に関して必要となる経費は、すべて参加者の負担とする。

(3) 業務内容は、採択されたプロポーザルの内容を基本とするが、今後、国や県から示される計画策定に関する指針等を踏まえ、市の指示のもと変更・修正を加える場合がある。

(4) 企画提案書等について、受託候補者の選定のために使用するものとし、公表しない。ただし、情報公開請求があったときは、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。

(5) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格の要件を満たさなかった場合

- イ 提出期限に遅れた場合
- ウ 本要領及び仕様書の条件を満たさない場合
- エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- オ 見積金額が不明、あるいは積算根拠が不明確な場合
- カ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- キ 選定の公平性を害する行為があった場合
- ク 予算上限の超過あるいは著しく低く金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合
- ケ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

12 問い合わせ先及び提出先

宇部市 健康福祉部 介護保険課 介護給付係

(担当：河内、山口)

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

電話 0836-34-8396 (直通) FAX 0836-22-6026

メールアドレス kaigo@city.ube.yamaguchi.jp

評価基準

審査項目	審査事項	配点
1 業務遂行能力		40
事業実績	本業務の実績を有しているか。	5
業務体制	適正な工程管理となっているか。	5
	各印刷物の校正や印刷部数の変更等について柔軟な対応が可能か。	10
	十分な知識と経験を有する者を配置しているか。	10
	本市との連絡体制を行うにあたり、連絡・相談体制が整っているか。	5
	安定した管理体制を提供できる基盤はあるか。	5
2 企画提案		55
業務内容 理解度	高齢者福祉計画の目的及び本業務の内容について理解しているか。	5
	本市の高齢者福祉全般に関して、地域性、特性等、統計的特徴を把握・分析する手法を有しているか。	10
提案内容	各仕様に対し、参加者の経験から工夫された提案があるか。	15
	成果品の効果的な活用について提案されているか。	5
	誰にでも見やすい、理解しやすいデザインを提案しているか。	5
	仕様以外について、参加者独自のノウハウや強みを発揮した企画提案があるか。	15
3 価格		5
見積金額	適正な業務内容に見合った経費の見積りとなっているか。	5
合計		100